



2021年4月27日

各 位

会 社 名 京極運輸商事株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 玉 川 寿  
 (JASDAQ・コード9073)  
 問合せ先  
 役職・氏名 常務取締役 新井 富雄  
 電 話 03-5825-7131

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第81回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第24条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第24条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第4章 取締役および取締役会  (新 設)	第4章 取締役および取締役会  <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>第<u>24</u>条 (条文を省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>25</u>条～<u>32</u>条 (条文を省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～<u>37</u>条 (条文を省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第<u>38</u>条～<u>41</u>条 (条文を省略)</p>	<p><u>ことができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額、は、法令で定める額とする。</u></p> <p>第<u>25</u>条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>26</u>条～<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第<u>34</u>条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額、は、法令で定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条～<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第<u>40</u>条～<u>43</u>条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

2021年6月29日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定)

2021年6月29日 (火)

以 上